

お知らせ

令和 2 年 3 月 1 1 日
太田川河川事務所

令和 2 年 8 月 1 日 ~ 8 月 7 日における元安川 親水テラス及び水面使用調整会議の開催について

令和 2 年 8 月 1 日から 8 月 7 日までの元安川親水テラス及び前面水面の使用について、使用希望が多いため使用調整会議（以下「調整会議」とします。）を開催します。

この期間に使用を希望される方は、調整会議の前日までに占用調整課へ申し込みいただき、当日会場へお越し下さい。

<参加申し込み先> 電話 082-222-9247 / メール ootagawa@cgr.mlit.go.jp
使用希望日、代表者氏名、及び連絡先をお伝え下さい。

【令和 2 年度分調整会議】

＝令和 2 年 4 月 2 2 日（水）14：00～ 太田川河川事務所 1 階会議室＝
「河川敷使用届出書」と使用計画書をお持ち下さい。

【調整会議の内容について】

使用者の決定については、先着順ではなく当事者間調整を行います。

使用日時が重なっている方は、お互いに話し合って調整していただきます。

ただし、地方公共団体の使用が優先となりますので、当該期間で既に地方公共団体の使用が予定されている日については、使用しないように調整させていただきます。

調整会議終了後に「河川敷使用届出書」を提出していただきます。使用内容によっては、別途河川法に基づく占用申請手続きが必要になります。

【調整会議に参加できない場合】

代理の方の参加で構いませんが、使用希望団体から誰も参加できない場合は、調整会議の前日までに「河川敷使用届出書」と使用計画書を占用調整課へお持ち下さい。

使用日時が重ならなかった範囲について、以後の問い合わせ等に対して、使用予定がある旨の周知をさせていただきます。

【河川敷使用届出書について】

河川敷使用届出書は、河川管理者が河川利用の状況を把握するために任意に提出いただくもので、当該届け出により排他独占的に河川敷を使用する権利が与えられるものではありません。

【問い合わせ先】 国土交通省 中国地方整備局
太田川河川事務所（〒730-0013 広島市中区八丁堀 3-20）
占用調整課 直通電話番号：082-222-9247